

地方財務会計制度の見直しに当たって

一 発生主義の導入について

1 課題提起

発生主義の導入により作成される財務諸表では、現金主義では困難であった正確なコスト・資産情報の把握が可能となり、わかりやすい財務情報の開示と資産・債務改革などを通じた財政の効率化・適正化を目指すこととされているが、一方で、その調製にあたっての業務量等が膨大であることから、その活用の実態と効果について検討する。

2 現状分析と考察

発生主義の導入による財務諸表の整備について

(1) 背景

「簡素で効率的な政府」を実現し、債務の増大を圧縮する観点から、「行政改革の重要方針（H17. 12. 24 閣議決定）」及び「行革推進法案」では、地方においても国と同様に資産・債務改革に積極的に取り組むものとされており、また世代間負担の衡平や決算情報の活用等がこれまで以上に重視される背景から、企業会計手法を活用した財務諸表の整備が求められている（同時期に夕張市の不適正経理問題が話題となり、後に施行される財政健全化法にも大きく影響を与えている）。

財政健全化法についても、同様の経緯の中で施行されているが、法の議決に際して、衆・参議院にて附帯決議がなされており、その中に「地方自治体において、企業会計を参考とした～その他の財務書類の整備の即進を図る措置を講じること（略）」と述べられており、併せて財務諸表の整備について要請がされていたところである。

(2) 財務諸表の作成目的・効果・活用等

総務省の「地方公会計の整備促進に関するワーキンググループ」より示されている、“地方公共団体における財務書類の活用と公表について”では、財務諸表の作成目的・効果・活用について下表のとおり記されている。

“地方公共団体における財務書類の活用と公表について（H22.3）”	
目的	I 説明責任の履行 ⇒財務情報の分かりやすい開示

	(地方公共団体の説明責任の履行に資する) II 財政の効率化・適正化 ⇒①資産・債務管理、②費用管理、③政策評価・予算編成・決算分析との関係付け、④地方議会における予算・決算審議での利用 (内部管理強化を通じて最終的に財政の効率化・適正化を目指す)
効果	I 発生主義による正確な行政コストの把握 II 資産・負債(ストック)の総体の一覧的把握 III 連結ベースでの財務状況の把握
活用	I 分析とわかりやすい公表 II 内部管理(マネジメント)への活用

(3) 考察

・考察①：現金主義による財政公表の意義

発生主義は、正確な行政コストの把握、資産・負債ストックの把握等が期待できるものである。

一方、単年度予算の財政活動を見据える上では、現金主義の方が単年度の現金の出し入れについて、いわゆる家計簿やお小遣い帳のように理解しやすい内容となっており、議会審議や住民へのわかりやすい説明に資するものである。

しかしながら、地方自治法及び施行令に基づく予算・決算説明書類等だけでは正確な行政コストの把握、資産・負債ストックの把握等の住民への説明資料として不十分であることから、本市では別紙(10ページ)のとおり、主要事業や予算額などの概要を分かりやすく情報提供するために、当年度の予算を説明した予算の概要などを作成しており、その内容には市債の残高の推移や本市の今後5ヵ年の収支状況を想定した中期見通しを掲載するなど、住民へのわかりやすい情報としているところである。

・考察②：発生主義による新たな財務情報の意義

現金主義から発生主義を導入することで、財務諸表上の情報としては、資産・負債(ストック)情報が整備されること、減価償却のように現金の支出を伴わないコストを加味することで、より適正なコスト計算が把握できるとされている。

しかし、現金主義による財務諸表であっても、例えば決算にかかる財産に関する調書で財産について時価評価などを行い、評価額を適宜記載することで、必要な情報が整備され则认为る。

また、将来の債務に関する情報としても、既に現行で財政健全化法に基づ

く健全化判断比率として将来負担比率などを算定していることから、これらを併せて調書として添付することで足りるのではないかと考える。

・ **考察③：財務諸表の活用方法・時期**

財務諸表の作成目的は、住民への説明責任のほか、政策評価・予算編成及び、議会での審議における利用などがあげられているが、そもそも議会への報告等が法律上義務付けられておらず、本市としては従前の資料等で審議を行っているのが現状である。

また、財務諸表の作成方法については基準モデル・総務省方式改訂モデル（以下「改訂モデル」）の2通りが示されており、例えば政令指定都市間でも採用しているモデルが統一されていないことから、その比較についても困難である（特に、改訂モデルでは資産評価の整備状況について固定資産台帳の段階的整備を求められており、自治体間でその状況によっては単純な比較が適当でない可能性もある）。

なお、財務諸表の作成時期についても、活用目的などに照らせば、決算議会時期や予算編成時期などには完成・分析を終える必要があるが、とりわけ地方財政状況調査を用いる改訂モデルについては、その業務量などから活用のタイミングに公表のタイミングを合わせる事が困難であり、過半の政令指定都市では1月以降に公表しているのが実態である。

したがって、財務諸表は、作成に関するスケジュールや業務量を勘案すると、発生主義の利点を活かし、現金主義に基づく現行の公表様式に所要の改定をする方法が適当と考える。

・ **考察④：決算評価の充実**

監査委員が決算を審査するにあたり、本市では監査委員が決算分析を行った上で、評価・意見を記載した意見書を作成しているが、細かい数字のチェックに追われ、建設的な意見を付すには時間的な制約があるところである。

財政当局が決算分析・評価を行ってその資料を監査委員に提出し、その決算分析等に対して監査委員がより高い見地から意見を付すことにより、決算情報の充実を図ることができるものとする。

総務省が定めた「地方行革新指針」の要請により地方団体が作成している財務諸表の目的は、いわゆる健全化法に基づき算定する健全化判断比率などをもってある程度補うことが可能と考えられることから、調製にあたっての業務量と効果を検証のうえ、以下に掲げる所要の規定整備により対応を改めるべき。

また、決算審査にあたっては、財政当局が決算にかかる分析・評価を行い、それについて併せて資料提出することを義務付けるべき。それにより、監査委員の意見は、決算の数値が適正であるかどうか及び財政当局の行った分析・評価が妥当かどうかなど、より高い見地からのものとなる。

- ① 決算を議会の認定に付するに当たって提出する政令に定める書類に「財政健全化指標に関する調書」を追加

(関連) 地方自治法第233条⑤、地方自治法施行令第166条②等)

- ② 保有する資産の価値を明らかにするため、同「財産に関する調書」様式に時価額の記載欄を追加

(関連) 法第233条⑤、令第166条②、施行規則第16条の2等)

※ なお、時価の把握には一定の時間等を要すると考えられることから、当分の間、簿価によることができる旨の経過措置の規定を併せて整備

- ③ 地方公共団体の長が決算を監査委員の審査に付するに当たって提出する資料に決算の分析・評価を加えるよう規定を追加

(関連) 地方自治法第233条②、地方自治法施行令第166条②等)

- ④ 住民へのわかりやすさに配慮した書類を整備するため、次に掲げる所要の規定を追加

- ・ 予算を調製し議会の議決を経るにあたって提出する政令に定める書類等に、市債残高の推移、中期にわたる収支見通し、中期の事業計画を追加

(関連) 地方自治法第211条②、地方自治法施行令第144条)

二 歳入歳出科目の款項目節区分について

1 課題提起

地方自治法施行規則により、歳入歳出科目の区分は以下のとおりとなっている。

- ・ 歳入科目・・・款項目節ともに種類別に分類
- ・ 歳出科目・・・款項目は目的別、節は性質別に 28 節に分類

地方財務会計制度の見直しにあたって、効率的に業務を執行するための区分となっているかどうか、住民へのわかりやすさが十分考慮された区分となっているかどうかについて検討する。

2 現状分析と考察

(1) 現行法規

歳入歳出予算の 款項目及び歳入 予算の節	歳入歳出予算の款項目の区分並びに目及び歳入予算に係る節の区分は、別記のとおりとする。(自治則 15) ⇒区分変更もありうるという解釈
歳出予算の節	歳出予算に係る節の区分は、別記のとおり定めなければならない。(自治則 15②) ⇒区分変更不可能との解釈

(2) 歳入歳出科目の分類の意義

予算の用途を明確にするとともに、目的別の予算の比重を知ることができる。また、歳出を性質別に分類することにより、財政状況の分析に役立ち、結果をもとに財政運営の指針を見つけ出すことができる。

(3) 札幌市における歳入歳出科目の考え方

① 歳入歳出科目の運用

上記のとおり、歳入科目の款項目節及び歳出科目の款項目の区分は、地方自治法施行規則で規定されているが、各地方公共団体において区分の変更が可能と解釈されており、各団体で、市民視点でのわかりやすさに主眼を置き、実情に応じて運用していると思われる。

(本市における款の設定例：保健福祉費、環境費、経済費、職員費)

一方、類似した性質をもつ歳出科目の節が散見されており、事務担当者の混乱を招いていることから、統合の可能性を検討する必要がある。

② 地方財政状況調査との整合性

歳入科目の款項目節及び歳出科目の款項目について、国と各地方公共団体で異なる区分を設けているため、自治体が地方財政状況調査を作成するにあたっては、例えば、国の基準にあわせ、普通建設事業費や維持補修費等に該当する金額の抽出など、多数の組み替え作業を要し、その業務量及びコストは膨大なものとなっている。こうした課題を解決すべく、区分について国と地方公共団体との整合性を図り、効率的に業務を進めていけるよう検討する必要がある。

(4) 国による一括交付金化の動きについて

現在、地域主権戦略会議（H21. 11. 17 閣議決定に基づき設置）において、省庁ごとに自治体へ配布している補助金を大まかな分野ごとに再編・統合し、分野内であれば自治体の判断で自由に使えるようにするという「一括交付金」制度について議論が進められているところである。地域主権戦略大綱（H22. 6. 22 閣議決定）においては、「平成 23 年度から一括交付金を導入する。国と地方の役割分担や地方の事業実施体制の在り方等を踏まえ、一括交付金の制度設計について、地域主権戦略会議を中心に関係府省と共に検討し、予算編成過程を通じて一括交付金化の内容を決定する。」と明記されており、今後の動向が注目されている。

3 改革の方向性

- ① 歳出科目の節区分は変更不可能とされているが、上記課題に対応するよう、下記案をはじめとした、よりわかりやすく、実務の実態に応じた区分に改正すべき。

併せて、用途の透明性を確保し、従前どおり厳格な予算執行管理に努めていく必要がある。

<案>

- ・ 地方財政状況調査との整合性を図るため、節区分について、国が同調査にて用いている歳出の性質的区分と一致させる。

例：普通建設事業費、維持補修費に相当する節等を新設

- ② 上記で述べたとおり、国による一括交付金の導入が検討されていることを踏まえ、歳入科目「国庫支出金」における「国庫補助金」、「国庫交付金」について一元化を図るべき。

三 複数年度予算について

1 課題提起

以下の課題の解決を可能とする予算制度について検討する。

- ・ 繰越手続きの簡素化による弾力的な予算執行
- ・ いわゆる年度末の使いきり、ムダな予算執行の排除

2 現状分析と考察

(1) 現行法規

<p>予算の事前議決の原則</p>	<p>普通地方公共団体の長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならない。(自治法 211)</p>
<p>会計年度独立の原則</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもつて、これに充てなければならない。(自治法 208②) ・ 毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。(自治法 220③) <p>(例外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 継続費の通次繰越 (自治令 145) ・ <u>繰越明許費 (自治法 213、自治令 146)</u> ・ 事故繰越 (自治法 220③) ・ 各会計年度において決算上剰余金を生じたときは、翌年度の歳入に編入しなければならない。 <p>など</p>

(2) 会計年度の意義・背景

現行では、会計年度独立の原則により毎会計年度予算を調製しているが、会計年度の意義は、

- ・ 一定期間を単位とした財政的な計画のもとに、地方団体の経済的な活動を規制し、その実績を明確にすること
- ・ 公経済の一体性重視の観点から、始期・終期とも国と同一としているといわれている。

地方公共団体の会計年度は、旧自治法では政府の会計年度とされていたが、昭和 38 年の改正によって毎年 4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 31 日に終わると明

定され、会計年度の始期については、明治 21 年に市制、町村制が、明治 23 年に府県制が定められ、そこで 4 月から翌年 3 月までと定めた経緯がある。

会計年度の変更については、昭和 34 年の地方財務会計制度調査会、同 39 年の臨時行政調査会においても取り上げられ、社会慣習に及ぼす影響が大きいこと等からその採用は困難であるとされた経緯があるようであるが、本市においては、現行の始期・終期で特段支障は見当たらない。

(3) 「会計年度独立の原則」の意義と問題点

会計年度独立の原則は、例えば、本年度の歳出を翌年度の歳入から支出したり、本年度の歳入を前年度の歳出の財源に充当したりするようなことは、財政自体の計画を乱すばかりでなく、歳入歳出の均衡と財政の統制を確保するために設けられた会計年度の趣旨に根本から反することとなるため設けているものである。しかしながら、あくまで原則を貫きとおすとかえって不利、不経済となる場合もあるため、特に例外を認めて、財政の効率的運用を図ることとしている。

その一つとして、継続費の逡次繰越、繰越明許費、事故繰越があるが、逡次繰越と繰越明許は予算の内容であることから、議決の手続きを要し、弾力的で機動的な予算執行には一定の制約がある。また、事故繰越は予算執行に係るものであり、予算で定めることを要しないが、年度内に支出負担行為をし避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかつたものを対象とすることから、一定の制限があるところである。

繰越議決の手続きには相当時間を要することから、本市の場合、事業部局が年度末より数ヶ月も前の時点で繰越の可能性のある事業を見込まざるを得ない状況である。

また、全国的には、年度末の不用額を極力出さないための、いわゆる使いきり予算が散見され、それがムダな予算の執行とも批判されているところである。

歳出予算の経費とその歳出に充てるために必要な財源は、一度議決を経ているものであることから、その事業目的が継続する限り、地方公共団体の長に繰越に係る裁量を拡大すべきと考える。

3 改革の方向性

会計年度独立の原則を堅持しつつ、上記のような課題を解決するための方策と

して、繰越明許費の制度を次のように改めるべき。

- ・ 繰越明許費は、「歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについて、翌年度に繰り越して使用することができるもの」とし、現行規定にある「予算に定めるところにより」の部分を削り、地方公共団体の長の判断で繰り越すことができるよう改める。（**関連** 地方自治法第220条③ただし書き）
- ・ 事故繰越は、現行規定のとおり。
- ・ したがって、制度上、一事件につき最大2ヵ年度の繰越が可能（＝現行と変わらず）。

地方自治法に基づき作成する予算・決算に関する説明書等(札幌市)

	作成書類	根拠法令
予算に関する説明書等	<p>【提出が義務付けられているもの】</p> <p>各会計予算</p> <p>各会計予算説明書 歳入歳出事項別明細書 給与費明細書 継続費に関する調書 債務負担行為に関する調書 市債に関する調書</p> <p>【その他予算の内容を明らかに】</p> <p>局別施策の概要 [→イメージは別紙参照] 会計ごと、担当部局ごとに、具体的な事業名、事業内容、予算額等を掲載したもの</p>	<p>地方自治法 (予算の調製及び議決) 第二百十一条 普通地方公共団体の長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならない。この場合において、普通地方公共団体の長は、遅くとも年度開始前、都道府県及び第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市にあつては三十日、その他の市及び町村にあつては二十日までに当該予算を議会に提出するようになしなければならない。 2 普通地方公共団体の長は、予算を議会に提出するときは、政令で定める予算に関する説明書をあわせて提出しなければならない。</p>
	<p>【提出を義務付けられていないもの】</p> <p>■ 予算の概要 [→イメージは別紙参照]</p> <p>主要事業の内容や予算額について、よりわかりやすく掲載したもので、主な項目は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算のポイント ・予算の姿(予算規模、市債残高、普通建設事業費、扶助費の推移等) ・主な事業 ・市民一人あたりのサービスと負担 ・行財政改革プランの進捗状況と収支不足の解消 ・中期財政見通し ・その他(市民からの意見など) <p>■ さっぽろのおサイフ [→イメージは別紙参照] 札幌市の財政状況を分かりやすく解説したもので、主な項目は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・札幌市の予算を家計に例えると? ・どうして借金をしなくちゃいけないの? 	<p>地方自治法施行令 (予算に関する説明書) 第百四十四条 地方自治法第二百十一条第二項に規定する政令で定める予算に関する説明書は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 歳入歳出予算の各項の内容を明らかにした歳入歳出予算事項別明細書及び給与費の内訳を明らかにした給与費明細書 二 継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書 三 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書 四 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書 五 その他予算の内容を明らかにするため必要な書類 <p>2 前項第一号から第四号までに規定する書類の様式は、総務省令で定める様式を基準としなければならない。</p>

	作成書類	根拠法令
決算に関する説明書等	<p>【提出が義務付けられているもの】</p> <p>歳入歳出決算書</p> <p>歳入歳出決算事項別明細書 実質収支に関する調書 財産に関する調書</p> <p>各会計決算審査意見書</p> <p>【主要な施策の成果を説明する書類】</p> <p>各会計決算説明書 目ごとに、決算額等を掲載したもの</p> <p>局別施策の概要 各担当部局ごとに、具体的な事業名、事業内容、決算額等を掲載したもの</p>	<p>地方自治法 (決算) 第二百三十三条 会計管理者は、毎会計年度、政令の定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後三箇月以内に、証書類その他政令で定める書類とあわせて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。 2 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。 3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。 4 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。 5 普通地方公共団体の長は、第三項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。</p>
	<p>【提出を義務付けられていないもの】</p> <p>決算の概要 予決算の状況、市債の現在高、主要財政指標の状況や歳入・歳出の概要等について、よりわかりやすく掲載したもの。</p>	<p>地方自治法施行令 (決算) 第百六十六条 普通地方公共団体の決算は、歳入歳出予算についてこれを調製しなければならない。 2 地方自治法第二百三十三条第一項及び第五項に規定する政令で定める書類は、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書とする。 3 決算の調製の様式及び前項に規定する書類の様式は、総務省令で定める様式を基準としなければならない。</p>

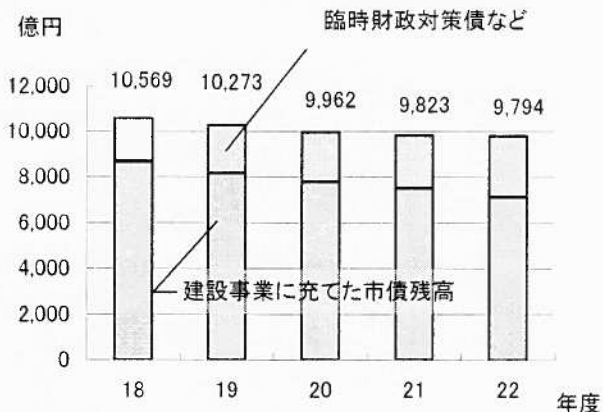
別紙「局別施策の概要」(札幌市)

() 内は前年度予算額を示す 単位：千円

〈建設局〉 部・事業名	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	増減率
道路防災対策事業費	57,863		道路防災総点検による要対策箇所の防災工事	
道路維持管理計画策定費	87,568		計画策定に向けた調査検討	
道路標識整備費	47,429	(14,707)		
道路標識整備費	47,429		案内標識 20基 事故防止標識 125基 大型案内標識 12基	
駅前広場等施設維持管理費	184,189	(270,463)		
駅前広場維持管理費	127,945			
札幌駅前通地下歩行空間維持管理費	8,833			
バスターミナル関連施設維持管理費	32,025			
駐車場管理費	8,651			
バスターミナル改修費	6,735		オストメイト対応トイレ設置 2か所 点字タイル改修 1か所	
市設街路灯維持管理費	1,168,933	(1,140,507)		
市設街路灯維持管理費	1,168,933		管理見込み灯数 123,807灯	
市設街路灯整備費	410,500	(15,642)		
市設街路灯整備費	410,500		老朽化建替え 80基、改良 56基 LED街路灯の設置 3,082基	
私設街路灯助成費	135,591	(131,457)		
私設街路灯助成費	135,591		設置費及び維持管理経費に対する助成	
道路除雪費	11,311,352	(11,423,792)		
道路除雪費	11,311,352		車道除雪 5,297km 運搬排雪 2,118km 雪たい積場管理 72か所 パートナーシップ排雪 2,021km 凍結路面对策 4,496t/702km など	

別紙「予算の概要」(札幌市)

市債残高



※金額は、満期一括償還準備積立額を償還とみなし、減債基金からの借入を市債とみなした場合の残額

●プライマリーバランス黒字を維持

将来世代に過度の負担を残さないため、市債発行額をその年度の元金償還額の範囲内とし、市債残高は6年連続で減少

●拡張から維持へ

国の事業仕分けにより、国庫補助による公共事業が大幅減となる一方、単独事業については、歩道バリアフリーや公共施設の改修、維持修繕に重点化しつつ前年度並みの事業量を確保

●21年度に前倒して計上

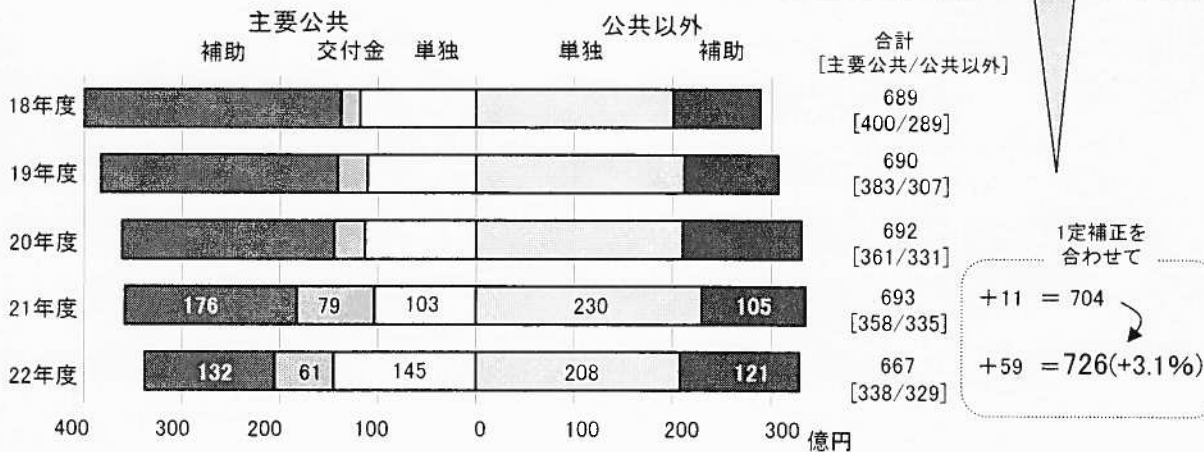
22年第1回定例議会で、学校太陽光発電設備の整備のほか市有施設の改修、道路の舗装や橋りょうの補修など、合計59億円を21年度補正予算として計上し、早期発注を推進

●重点化を一層促進

公共以外の普通建設事業については保育所や介護、障がい者施設の建設・改修費補助、市有施設の新エネ導入などに重点化

⇒ 各施策の目標達成に向けてスピーディに事業を展開

普通建設事業費



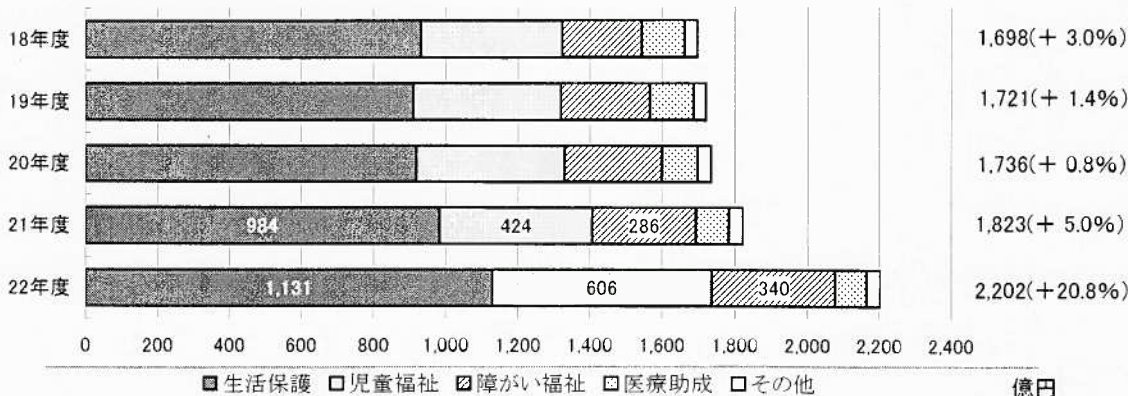
扶助費

●子ども手当費270億円を新たに計上

児童手当費の減99億円を差引いて、171億円の純増

●生活保護費が急増

景気低迷と高齢化の進展などにより、生活保護受給者が急増



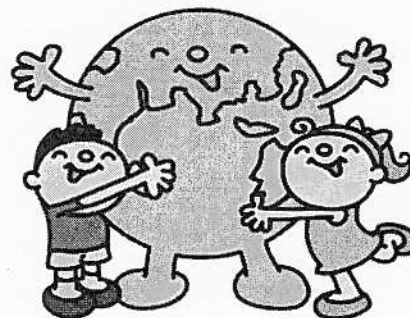
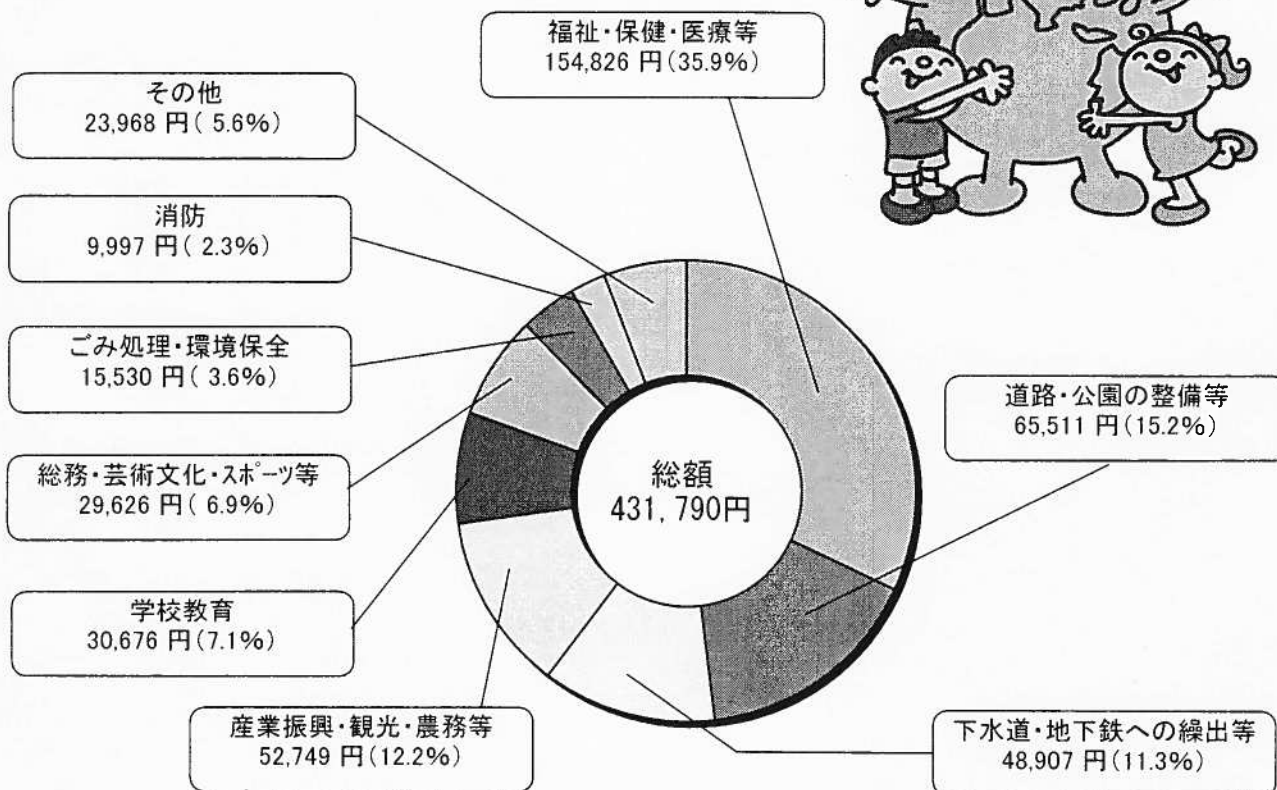
別紙「予算の概要」(札幌市)

Ⅳ 市民一人当たりのサービスと負担

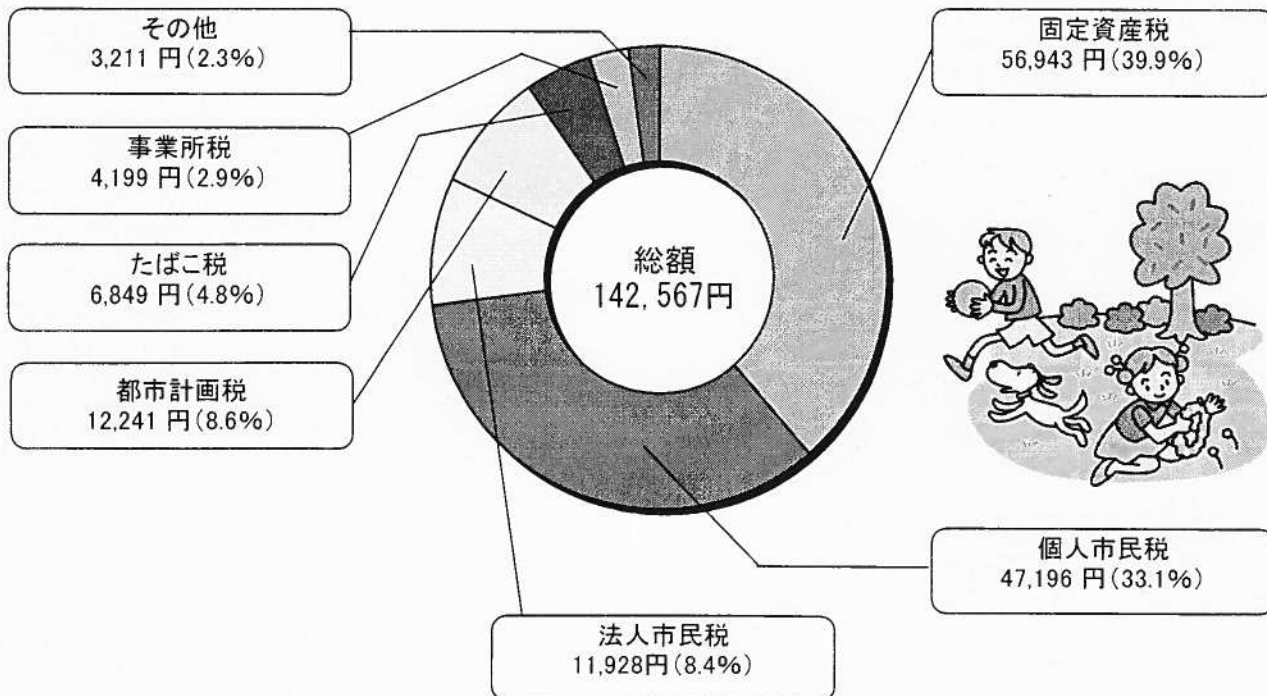
平成22年1月1日現在人口 1,905,777人

<市民一人当たりのサービスコストの状況>

※ 各経費には、各分野に関連する事業費のほか
関連する職員費及び公債費を含む



<市民一人当たりの市税負担の状況>



※ ()内の数字は構成比です。

別紙「予算の概要」(札幌市)

VI 中期財政見通し(平成22年2月)

前回の中期財政見通し(前ページ参照)と比較すると、収支不足は大幅に改善します。これは、行財政改革プランに掲げた取組みの着実な推進により、収支不足を補う財源を確保することとしているほか、臨時財政対策債を含む地方交付税の改善を反映させたことによるものです。しかし、予想以上のペースで扶助費が増加していることなどから、平成23~26の各年度で、117~154億円の収支不足が発生する見込みです。

現在のプランは、22年度でいったん終了しますが、これまで財源対策に活用してきたまちづくり推進基金や土地開発基金の残高が減少しており、まちづくりのための財源を将来にわたって安定的に確保していくためには、市民参加による事業仕分けなども活用しながら、引き続き行財政改革を着実に推進することが必要です。

(単位 億円)

		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
歳入	市税、交付税、譲与税・交付金などの一般財源(臨時財政対策債を含む)	4,497	4,497	4,497	4,497	4,497
	国・道支出金	1,861	1,976	2,065	2,158	2,260
	市債(臨時財政対策債を除く)	297	279	270	254	270
	その他	1,558	1,503	1,499	1,498	1,494
A		8,213	8,255	8,331	8,407	8,521
歳出	人件費	1,092	1,060	1,025	1,026	996
	扶助費	2,202	2,357	2,484	2,617	2,761
	公債費	1,010	958	968	941	938
	普通建設事業費	667	667	667	667	667
	他会計繰出金	891	959	937	931	914
	その他	2,367	2,371	2,376	2,379	2,384
B		8,229	8,372	8,457	8,561	8,660
収支不足 A-B		▲ 16	▲ 117	▲ 126	▲ 154	▲ 139

【算定にあたっての前提条件】

<歳入>

- ・「一般財源(臨時財政対策債を含む)」は、22年度と同額とした。
- ・「国・道支出金」は、歳出の扶助費に連動して積み上げ、その他については22年度と同額を基本とした。
- ・「市債(臨時財政対策債を除く)」は、企業会計への出資・補助分については積み上げ、その他の市債は22年度同額とした。
- ・「その他」は、減債基金繰入金や企業会計への貸付金元利収入などを積み上げ、その他は22年度同額とした。

<歳出>

- ・「人件費」、「公債費」、「他会計繰出金」は所要額を積み上げ、「普通建設事業費」は22年度同額とした。
- ・「扶助費」は、主に22年度をベースとして直近の伸び率などを用いて積み上げた。
- ・「その他」は、扶助費的委託料、後期高齢者医療制度にかかる負担金は、直近の伸び率などを用いて積み上げ、それ以外は22年度と同額とした。

札幌市の予算を家計に例えらると?

札幌市の収入と支出の現状

札幌市の1年間の収入と支出を家計簿に当てはめてみましょう。
家計と市の会計では、お金の使い道も規模も違うので、
単純に比較できないところもありますが、
平成22年度予算8,229億円を年収500万円の家計に例えてみました。

収入

給料	244万円
うち基本給(所得税)	165万円
うち諸手当(地方交付税など)	79万円
パート収入(使用料・手数料など)	36万円
家族で稼いだお金 280万円	
親からの仕送り(国からの補助金など)	113万円
借入金(市債)	47万円
貸したお金が返ってくる分(貸付金返済金)	60万円
合計	500万円

あつた?
家計で稼いだお金は
お金のひらき。

※地方交付税は、財政の乏しい自治体や人口急減の自治体
に補助するなどの目的で、国や地方自治体から算出
されるものである。ここでは、本業以外に所得の
増大と見なせることから、「収入」に算入している。

支出

食費(人件費)	66万円
家族の医療費(生活保護などの扶助費)	134万円
光熱費などの雑費(物件費・補助費など)	84万円
車や家具の修理代(維持補修費)	14万円
子どもたちへの仕送り (他の家計への繰出金)	36万円
借金の返済(市債の償還)	61万円
家の増改築費(公共事業など)	40万円
友人へ貸すお金 (中小企業への貸付金など)	60万円
貯蓄(積立金など)	5万円
どうしてもかかるお金 395万円	
合計	500万円
借入金残高 ^{※2}	595万円

至極の返済(扶助費)や
金遣い(借入)の返済(市債の償還)、
子どもたちへの仕送り(他家計への繰出金)
は割合が大きくなってしまっている。
減らさなければ。

家計で稼いだお金
(市債や交付税・手数料など)は
生活していかないけません。
親からの仕送り(国からの補助金など)や
借入金(市債)がどうして
必要なの?

家計で稼いだお金より
多ければお金のひらきが
多くなっていくこと?